

生活福祉常任委員会先進地行政調査報告書

1 調査年月日

平成27年10月5日（月）～7日（水）

2 調査地及び調査項目

<大阪府岸和田市>

(1) 市民後見人養成及び活動支援について

- ① 事業の導入に至った経緯及び概要について
- ② 事業の手法及び活動の実績について
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

<滋賀県湖南市>

(1) 市民共同発電所事業による地域循環について

- ① 地域自然エネルギー条例制定の背景及び概要について
- ② 市民共同発電所事業による地域循環の概要について
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

<三重県桑名市>

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症初期集中支援チームについて

- ① 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みについて
- ② 認知症初期集中支援チームの概要及び支援手法について
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

3 派遣委員

委員長	尾田善靖
副委員長	島田泰美
委員	赤坂伸一
委員	石田武史（復命記録：岸和田市）
委員	齊藤佐知子（復命記録：桑名市）
委員	清水直幸
委員	鈴木真由美（復命記録：湖南市）
委員	角田一（復命記録：湖南市）
委員	吉本和子（復命記録：桑名市）

4 随行職員

議会事務局議事係主任 壽福愛佳

5 調査報告書 別紙のとおり

《大阪府岸和田市》

1 岸和田市の沿革

岸和田市は大阪府の南部に位置し、人口約19万9,000人(平成27年9月現在)、面積72.55平方キロメートル、臨海部は工業地域、平野部は住宅と商業地域、丘陵部は農業地域、山地部は森林地域として活用され、関西国際空港まで車で約15分という利便性のよい地域である。

観光としては、再建された岸和田城や城下町の名残をとどめる町並み、だんじり祭りなどが有名である。

2 市民後見人養成及び活動支援について

(1) 事業の導入に至った経緯及び概要について

大阪市が市民後見人養成事業について先駆的に実施していたが、大阪府として、それを府内の他市町村にも広げたいということから、岸和田市にもその依頼があった。また、同じ時期に、国からも事業実施の経費補助が得られることがわかり、平成23年度から事業を開始した。翌年からは府内の他の市町村も事業を開始し、平成27年度では、17市町が事業を実施している。

市民後見人養成事業はこの17市町が合同で行っているが、実施主体は大阪府社会福祉協議会であり、その後の市民後見人に対する支援は、岸和田市は岸和田市社会福祉協議会に委託をしている。

従来、成年後見人は親族のほか専門職によることが多かったが、認知症高齢者等の増加により、新たな後見人の担い手として、市民による後見活動が進められてきた。また、平成24年3月に老人福祉法が改正され、市町村の事業として、研修の実施や活動の支援を行うことになった。

岸和田市では、市と社会福祉協議会で計画していた第2次地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の中で、既に市民後見人の養成が検討されていた。その中で、平成21年度に社会福祉協議会側が市民後見人の養成検討委員会というものを独自で立ち上げた。委員会のメンバーは、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政などが構成員となり、岸和田市で市民後見人制度を実施する場合の講座内容、被後見人対象者、報酬の有無、市民後見人への支援体制などについて、大阪市の例も参考にしながら検討した。予算については、平成23年度からスタートした国の事業を利用した。(次ページの表を参照)

◇平成23年度より市民後見人養成事業（国庫補助事業）スタート。
養成研修は大阪府社会福祉協議会に各市町が委託して合同で養成研修を行う。

年度	実施市町	バンク登録者 (岸和田市)	市民後見選任 (岸和田市)
平成23年度	岸和田市のみ	16名	—
平成24年度	岸和田市及び6市2町	2名	3名
平成25年度	岸和田市及び10市2町	4名	5名
平成26年度	岸和田市及び12市2町	4名	4名
平成27年度	岸和田市及び13市3町	研修中	1名

※この表に示すバンク登録者とは、養成研修を終了し市民後見人活動を行う意思表示をした者のことで、平成23年は20数名が養成講座を受講し、最終的に16人が登録をした。

【委託金額】

年度	大阪府社協へ委託	岸和田市社協へ委託
平成23年度	1,470千円	1,900千円
平成24年度	746千円	2,000千円
平成25年度	1,876千円	1,840千円
平成26年度	1,504千円	2,100千円
平成27年度	1,484千円	2,100千円

(2) 事業の手法及び活動の実績について

大阪の特徴として、大阪府内全域は同じ仕組みで実施するというので、平成24年度から市民後見人養成研修も合同で行っている。

- ①オリエンテーション：大阪府内数カ所で、事業の説明をする。
- ②基礎講習（4日間）：毎週土曜日に行い、最終日に面接を実施する。
- ③実務講習（9日間）：大阪市内1カ所に全員が集合し、毎週土曜日に行う。
- ④施設実習（4日間）：成年後見人としてのコミュニケーションのとり方（認知症の方に対し）などを実習する。

大阪府の市民後見人の特徴として、①家庭裁判所からは被後見人1人に対して1人の市民後見人しか選任されない。また、1人の被後見人に複数の後見人が選任されることはなく、後見監督人もつけられることはない。②市民後見人は無報酬である（交通費等は別）。③被後見人にかかる虐待、親族間のトラブルなど困難なケースは担当しない。④複数受任はせず、活動も、週に1回訪問するなど見守り中心の後見活動で

ある。⑤大阪府内の市町村が共同で大阪府社会福祉協議会に委託して養成研修を行っている。⑥支援体制の充実（岸和田市の場合、市が岸和田市社会福祉協議会に委託して、24時間体制で相談を受けられるほか、弁護士や社会福祉士による専門相談も受けられる。バンク登録者にはフォローアップ研修も年8回行っている。さらに、市民後見人受任後1カ月で弁護士等による専門相談を行っており、アドバイス等も受けることができる。）などがある。

（3）事業の成果及び今後の課題等について

成果としては、①週1回訪問することによる高度な見守り中心の後見活動であることから、きめの細かい支援が行えている。②市民が約1年間にわたり後見制度を学び活動することにより、市民への成年後見制度の普及啓発や理解につながっている。③法的な権限が与えられた責任のあるボランティア活動を市民が行うことになる。④市の職員も市民後見人養成講座等に参加することにより知識等の拡大につながっている。⑤無報酬のため財政的に負担が少ないなどが挙げられる。

課題等としては、①岸和田市ではバンク登録者が26名となっており、13名が市民後見人として活動をしているが、健康状態、家庭や仕事の都合で受任できない場合もあるため、毎年継続して養成研修を行い登録者を維持していく必要がある。②市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用者数が増加しており、それに伴い、日常生活自立支援事業から市民後見人を選任することになるケースも増加している。③平成26年度までは全額国庫補助であったが、平成27年度からは上限が定められたことにより、今後の財源確保が必要である。

（4）その他

ア 主な質疑に対する応答より

- 研修態度や面接を行うことにより市民後見人としての適正の有無を判断し、バンク登録をしているが、養成講座を受ける段階での制限はしていない。面接においては、特別な理由がない限りそこで落とすことはない。
- 市民後見人の1人体制ということに関しては、充実した支援体制があるということで、家庭裁判所側からの理解を得ている。市民後見人の活動内容に死亡後の事務は含まれていない。
- 岸和田市社会福祉協議会内にある権利擁護センターが、事業の中の一つとして市民後見人養成事業を引き受けている。なお、岸和田市社会福祉協議会が法人後見人も行っており、その中では社会福祉士などを成年後見人として推薦している。現在は10件ぐらい扱っているが、社会福祉士の中には個人で成年後見人を受任している者もいる。それらのメンバーの知見も、市民後見人のフォローアップには非常に重要となっている。
- 大阪府社会福祉協議会への委託費用は養成講座に対するものであり、岸和田市社会福祉協議会への委託費用は社協職員への人件費（24時間体制による対応）や研修費である。国が示している養成講座の研修日程は、大阪府社会福祉協議会が行っているものよりも若干短い。

- 現在、市民後見人として活動しているメンバーの年齢は40代から60代で、パートタイム就労者や専業主婦もいればケアマネージャーをしている人もいる。原則的には、同じメンバーに再度市民後見人として活動してもらうことはなく、まだ経験していない人を優先的に推薦している。バンク登録した後も更新の手続きがあり、70歳を超えると更新はできない。現在、バンク登録者26名中13人が受任して活動しているが、残り13人がすぐに受任できるわけではない。また、養成研修が終了しても、モラトリアム期間が長ければ長いほどモチベーションが低下するように見受けられる。
- 現在の岸和田市内の状況を考えると、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業での対応の中に、本来は市民後見人が必要と思われるものもかなりあるように思われる。また、行政が把握しきれていない部分も多数あると思っている。
- 岸和田市では、まだまだ市民後見人の数は不足していると判断している。また、人数の具体的な数値目標を設定するところまでにはまだ至っていない。今後の目標として、現在は市長申し立てしか受任していないが、親族申立てなどでも受任できるように、家庭裁判所の理解を得られるように実績を積みたい。

イ 江別市における市民後見人養成事業及び市民後見人に対する支援体制について

今回、市民後見人養成活動等を実施し、多くの実績を残している岸和田市の状況を知ることができた。大阪府の役割を北海道が担うことは現実的には無理かと思うので、時間のない現状では、道内自治体が独自で事業を始動させなければならないが、将来的には近隣市町村が合同で養成事業を行うことも可能であり、財政負担も少なくなると思量する。

いずれにしても、養成後の支援体制が十分でなければ家庭裁判所から選任されることはないようであり、江別市においても、市民後見人に対する支援の方策について検討を行わなければならないと考える。

《滋賀県湖南市》

1 湖南市の沿革

滋賀県南部に位置し、大阪・名古屋から100キロメートル圏内の近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点である。古くは東海道51番目の石部宿が置かれるなど、交通の要所として栄えており、京阪神都市圏への通勤通学にも便利な立地であることより、ベッドタウンとして住宅開発が進んでいる。

平成16年に、石部町と甲西町の合併により湖南市となり、面積は70.49平方キロメートル。人口は約5万5,000人、世帯数は約2万2,400世帯である。

2 市民共同発電所事業による地域循環について

- (1) 地域自然エネルギー条例制定の背景及び概要について、
- (2) 市民共同発電所事業による地域循環の概要について

ア 市民による市民共同発電所の歴史

地球温暖化防止京都会議（COP3）を機に地球温暖化防止に関心が高まった平成9年、全国初の事業型市民共同発電所として、なんてん共働サービスの社屋に太陽光パネルを設置、市民共同発電所「てんとう虫1号」がスタートした。

基本理念として、「安心・安全」、「地域分散」、「小規模・多機能」、「双方向」を掲げ、市民が行う温暖化防止策として、設備費用400万円、1口20万円で、18口25名による出資、設備容量は4.35キロワット、発電原価は125円、分配年額は4,000円という事業である。この事業の出資者は半数が市外からの出資であったが、節電意識の向上や個人発電所の普及にも貢献し、市民共同発電所全国フォーラムを通じて固定価格買い取り制度の運動にも寄与した。同年、「てんとう虫2号」を設備費用414万円、1口10万円で36口15名、設備容量5.4キロワットでスタートし、さらなる拡大を進めた。

イ 緑の分権改革について

行政サイドの動きとして、湖南省は、地域にあるもの（人、資金、食料、エネルギー、歴史、文化など）を生かした地域循環システムの構築を行い、都市部に集中する社会構造から地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を図るとした

「緑の分権改革」調査事業を平成23年度に総務省より受託した。そして、これらの市民共同発電所に見られる「環境における先駆的な取り組み」、及び発達障害者支援法のモデルとなった支援システム等の「障がい者福祉における先駆的な取り組み」により、福祉を軸とした地域自立・循環システムを構築し、福祉事業者、社会福祉協議会、観光協会、農業者団体、商工会、工業会、まちづくり協議会、学識経験者から成る「こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会」を軸に、緑の分権改革スキームの形成を進めた。

同スキームは、次の三つのプロジェクトが相互に連携・関連することで循環型経済の活性化を図り、誰もが自立した生活を送ることのできるモデル構築を目指している。

①コナン市民共同発電所

再生可能エネルギー→電力→売却→循環券（地域商品券）→地域の事業者へ

②アールブリュット福祉ツーリズム

福祉分野の地域資源→アールブリュット・福祉ツーリズム→障害者の雇用・収益へ

③コミュニティルネッサンス

特産品・観光資源→商品化→事業収益→地域の事業者へ

これらの事業に対しては、地域おこし協力隊（現在5名）を活用している。

ウ 地域自然エネルギー基本条例

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定買取制度が導入されるとともに、湖南省では、「電力供給源の自立分散」、「経済の地域循環の必要性」、「自然エネルギーの多様化」、「さりげない支え合い」、「自然エネルギーは地域固有の資源」、「不在電力地主」、「送電ロスの解消」、「市民共同発電の推進」といった観点から、

条例化の検討に入った。特筆すべきは、自然エネルギーは地域固有の資源であるとの認識より、メガソーラーの誘致ではなく、市民に経済的循環を図ることができるかを考えた点にある。

そのことが条例の基本となっており、平成24年9月21日に施行した湖南省地域自然エネルギー基本条例の第1条には、「この条例は、地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする」とされている。また、あわせて関連条例の整備も行われており、基本条例で見られる単なる理念条例ではなく、具体的なまちづくり施策として運用が図られている。

具体的には、公共施設の屋根やのり面等を利用するために、太陽光設備の設置要綱の制定、行政財産使用料徴収条例、行政財産使用料施行規則、財産事務取扱規則のそれぞれ一部改正が行われている。

これらの取り組みはマスコミ等でも取り上げられ、さらに、全国に同様な条例が広がる等大きな影響を与えている。

エ コナン市民共同発電所プロジェクト

緑の分権改革スキームの三つのプロジェクトのうち市民共同発電所プロジェクトは、湖南省との包括連携協定に基づき設立された一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトが運営を担い、初号機でスキームを確立して以降、順次事業展開を進め、基本条例の理念に基づき、具体的な事業としての持続可能性（経済性）を確保しながら、地域・市民サイドで自然エネルギー事業を推進するとの計画が立案された。

この運営については、出資者が信託会社を通じて一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトに出資し、同プロジェクトは共同発電所を運営して電力会社への売電を行う。また、商工会・観光協会が地域商品券を発行し、出資者に地域商品券で配当を行う形になっている。

市民発電所初号機（バンバン発電所・総事業費800万円・売電開始平成25年2月）は、社会福祉法人オープンスペースれがーとのバンバン作業所屋根に設置された。その出資募集は、信託会社がクラウドファンディング方式を活用し、市民が共同して設置する太陽光発電所と地域活性化の両方を応援する市民ファンドとして募集された。この初号機を活用し、福祉施設、アールブリュット作品、特産品販売所等を見学するコナンツーリズムもスタートさせている。

平成25年9月には、コナン市民共同発電所式号機（甲陸市民発電所・総事業費3,600万円）をスタートさせた。この式号機の事業は規模も大きいことから、出資配当は地域商品券であるが、元本償還は、1口目は地域商品券、2口目以降は現金（利息1.5%）または地域商品券（利息2.0%）を選択することとなっている。これは法人等による出資を考えてのことである。

初号機は、平成26年5月に1口4,500円×80口で36万円、式号機で、平成26年8月に1口4,500円×360口で162万円の配当を地域商品券で行い、地域の経済循環に寄与するとともに、敬老会での祝い金や自治会のイベントでも地域

商品券が活用されるようになってきており、さらなる好循環が期待されている。

また、市民共同発電所連続講座を実施し、市民へのさらなる啓発活動を進めている。市民のクリーンエネルギーへの意識は高く、平成26年度末現在、湖南省におけるソーラーパネル設置件数は約1,200件、滋賀県は近畿エリアで一番設置件数が多いとのことである。

(3) 事業の成果及び今後の課題等について

平成26年度より、次なる計画を進めている。

- ・地元企業が京都大学と共同開発したダリウス式ピコ発電装置を活用した小水力実証調査
- ・地元企業による食用油を活用したバイオ燃料事業
- ・経済産業省の補助を活用しスマートエネルギーシステム導入
- ・イモ発電によるガス化及び発電実験の実施・・・これは、近畿大学とアドバイザー契約を行い、休耕田を使ったモデル栽培、モデルガス化とモデル発電を行う事業である。「こなんイモ・夢づくり協議会」を発足したところであり、子供、高齢者及び障害者のかかわりが可能であることから、農業・福祉・エネルギーをつなぐまちづくりとして進められている。
- ・公共施設の屋根における市民共同発電所参考機設置計画…匿名組合方式（融資50%・出資50%）に加え、より多くの市民が参加できるよう協力金制度（1万円）を導入する。
- ・市民共同発電所四号機の検討

現在、これらの施策を「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」として取りまとめ、五つの「振興方策」、六つの柱の「振興方策を踏まえた具体的な取り組み」を進めている。さらに、平成27年度からは分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定事業を総務省の委託事業として進めるなど、市民がみずから始めた「てんとうむし1号」から始まる市民共同発電を活用し、行政が進めてきた緑の分権改革以降のさまざまなプロジェクトを今後のまちづくりの基軸とし、今後のまちづくり・地方創生に係るプランを着実に進めている。

今回の調査は市民共同発電所を中心としたものではあるが、今後のまちの特性を生かした地域活性化プランのモデルとしても、大いに参考になるものであった。

《三重県桑名市》

1 桑名市の沿革

桑名市は、平成16年12月、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町が合併し、行政面積136.68平方キロメートル、東西16.50キロメートル、南北17.75キロメートルの規模となっている。平成27年3月31日時点の人口は14万2,544人。人口の自然減はあっても転入者数が転出者数を上回り、現時点では減少には至

っていない。高齢者人口は3万4,429人、高齢化率は24.15%、要支援・要介護認定率は15.34%で、今後、高齢化率の上昇に合わせ認定率も上がることは必至であり、介護予防事業の必要性がさらに高まっている。

行政面積を六つの日常生活圏域に分け、6カ所の地域包括支援センターを設置しており、そのうち地域担当5カ所は委託、センター機能を持つ市の直営が1カ所である。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム推進協議会、地域ケア会議、生活応援会議、連携支援センターなど、包括ケアの中核を担っている。また、高齢者のニーズ把握については、毎年、日常生活圏域ごとの調査を実施し、回答がない場合は民生委員が訪問するなど、80%以上の回答を得て施策に反映させている。

2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について及び認知症初期集中支援チームについて

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みについて

ア 地域包括ケアシステムの構築について

平成25年12月より、地域包括ケア計画について検討が始められ、平成26年10月に、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」による「新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する基本的な考え方」を示し、平成27年度からの第6期介護保険事業計画に合わせ「地域包括ケア計画」を策定。平成27年4月より順次サービスを開始している。

イ 地域包括ケア計画について

計画の目標を高齢者の尊厳保持・自立支援とし、基本理念は①セルフマネジメント（養生）・みずから健康寿命を延ばす、②介護予防に資するサービスの提供、③在宅生活の限界点を高めるサービスの提供であり、そのための施策として、①身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出、②他職種協働のケアマネジメントの充実、③施設機能の地域展開としている。

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出の事業として、介護予防・日常生活支援総合事業が整備されている。

ウ 桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴について

①短期集中予防サービスの重点的な活用

従前の介護予防通所介護から、通所と訪問を組み合わせた一体的なサービスを提供する。内容は、リハビリ専門職のアセスメント・モニタリングにより、介護職の月1回以上の訪問による生活環境調整、週1回以上の送迎を伴う通所による機能回復訓練とし、6カ月間で介護保険を卒業し地域活動にデビューした場合、対象者、事業所及びケアマネジメント実施機関に「元気アップ交付金」を交付する。

②事業所の地域開放

事業所が「健康・ケア教室」を開催し、近隣の地域住民が相互に交流する機会を提供。送迎はしないことが基本。

③「地域生活応援会議」を活用した介護予防ケアマネジメント

地域の実情に応じた多様なサービスを内容とした新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」は、従来以上に、個々の高齢者のニーズに対し適切に組み合わせられたサービスが効果的かつ効率的に提供されなければならない。「地域生活応援会議」による多職種協働のケアマネジメントが重要。

④「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業

1年に1回実施する「桑名市日常生活圏域ニーズ調査」のデータ等を活用し、早期に、リスクを抱える高齢者を把握し、戸別訪問等による総合相談支援を実施。保健福祉専門職は、みずからサービスを提供する「プレイヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働きかける「マネージャー」へ役割を転換し、健康増進事業や介護予防事業を一体的に展開。

⑤市町村特別給付の活用

「介護予防・生活支援サービス事業」は要支援者、基本チェックリスト該当者を対象とする。しかし、要支援から要介護へ、あるいは要介護から要支援へ移行した場合などに、「短期集中予防サービス」、「通院乗降介助サービス」などを利用できるようにする。

(2) 認知症初期集中支援チームの概要及び支援手法について

ア 「認知症施策推進事業」の現状及び課題

地域で認知症高齢者及びその家族を支援するためには、保健・医療・福祉・介護専門職のほか、地域住民も含め、問題意識を共有した上で対応することが重要であり、そのため、桑名市では、次のとおり取り組んでいる。

①認知症ネットワーク連携部会

認知症に関する地域連携を推進するために、平成20年7月、桑名医師会の代表を中心として、桑名市、桑名市地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の代表者によって構成される「認知症ネットワーク連携部会」を設置。

②「認知症市民公開講座」

地域で認知症高齢者及びその家族を支援するためには、認知症に関する地域住民の理解を深めるために、「認知症ネットワーク連携部会」の議を経て、平成22年から26年度、5回にわたり、「認知症市民公開講座」を開催。

③「認知症専門職講演会」

認知症ケアの充実に資するよう、認知症に関する保健・医療・福祉・介護専門職の知見を深めるため、「認知症ネットワーク連携部会」の議を経て、平成22年から26年度、5回にわたり、「認知症専門職講演会」を開催。

④「認知症の事例を通して連携を考える研修会」

保健・医療・福祉・介護専門職相互間での顔の見える関係づくりは、認知症に関する地域連携を推進する前提であるため、「認知症ネットワーク連携部会」の議を経て、平成22年から26年度、11回にわたり、保健・医療・福祉・介護専門職等の参加を得て、「認知症の事例を通して連携を考える研修会」を開催。

イ 「認知症施策推進事業」の実施に関する基本的な方針

- 「認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考えを改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパスを構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づける（「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進委員の設置など）。

以上の方針により、平成27年度より、「認知症施策推進事業」を実施し、具体的には、「認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)」に盛り込まれた。

①「認知症ケアパス」の作成及び更新並びに公表

- ・認知症の状態に応じてどのようなサービスを利用することが可能であるかについて、地域資源の「見える化」を図る。⇒平成26年12月以降、認知症地域支援推進員を中心とした地域包括支援センターの職員で構成された「認知症ケアパスワーキングチーム」を立ち上げ、作成を進めた。
- ・認知症ケアパスの一環として、「認知症サポート医養成研修」または「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了した医師など、認知症に関する相談に対応する医師（もの忘れ相談医）についてのリストもあわせて作成。

②「認知症初期集中支援チーム」の設置

- ・認知症については、①危機の発生を前提とする「事後的な対応」から、②危機の発生を防止する「事前的な対応」への構造的な転換を実現するため、認知症施策を推進する体制を整備することは重要。⇒平成27年4月1日に、各地域包括支援センター（中央を除く）5カ所に設置。

<チーム員>各地域包括支援センターの保健専門職1名、福祉専門職1名及び桑名医師会から推薦された嘱託医1名の計3名。

<訪問支援対象者の把握>桑名市日常生活圏域ニーズ調査「いきいき・くわな」に基づくデータを活用し、医療サービス、介護サービスを受けていない方で支援が必要な方を発掘する。

<情報収集及び観察・評価>本人、家族の状況等の情報収集及びD A S K等を用いたアセスメントを行う。

<チーム員会議の開催>各地域包括支援センターのチーム員及び嘱託医で行う。

<引き継ぎ後のモニタリング>医療機関、介護サービスにつながった後の様子を確認する。

③「認知症地域支援推進員」の配置

認知症に関する地域連携を推進するために、平成27年度より、桑名市及び全ての桑名市地域包括支援センターにおいて、「認知症地域支援推進員研修」を修了して認知症施策推進事業の企画案及び実施を担当する保健・福祉専門職である「認知症地域支援推進員」を配置。

中央地域包括支援センター：主任介護支援専門員(保健師)
北部東地域包括支援センター：主任介護支援専門員(社会福祉士)
西部地域包括支援センター：主任介護支援専門員(看護師・社会福祉士)
南部地域包括支援センター：主任介護支援専門員(看護師・社会福祉士)
中央地域包括支援センター：保健師

(3) 事業の成果及び今後の課題等について

認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、初期の段階で、医療と介護との連携のもと、認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置に取り組むことが重要となるとされている。

(4) その他

ア 主な質疑に対する応答より

①地域包括ケアシステムへの医師会の協力・参加について、どのように対応したのか。

(答) 従来から、定期的(年4回)に医師会と行政(市長)間で懇談の機会を持ち、意思疎通が図られていたことから、医療側の協力が得られた。

②新総合事業の中核を担う地域包括支援センターの体制について、どのような強化がされたのか。

(答) これまで地域担当の支援センター職員は5名であったが、平成27年度より8名に増員することとした。しかし、各支援センターでは、8名までに充足されず、1から2名の欠員状態。

③新総合事業による介護給付費の削減見込みについて、現状ではどうか。

(答) 市町村特別給付を初め、多様なサービス利用が非該当高齢者まで含めて増加することになり、給付費削減にはならないと考えられる。

④利用者負担は、介護保険外費用がふえる分、重くならないのか。

(答) 費用は、対象者が要支援者及び非該当高齢者であることから、大幅な負担増にはならないと考える。

イ 江別市における今後の課題について

江別市の地域包括ケアシステムの構築については、医療と介護の連携に課題があると指摘されてきた。桑名市では、年間を通して、行政と医師会の意思疎通があるとのこと、江別市全体の医療・介護の課題について共通認識が持てるよう、医師会への積極的な対応が行政に求められる。

桑名市に比べ、高齢者割合も高く、しかも、行政面積が広い当市では、地域包括ケアシステム、介護予防・日常生活支援総合事業の中核となる地域包括支援センターの役割はますます重要なものとなっている。